

「働き方改革関連法」セミナーを開催しました

～2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます～

働き方改革関連法の正しい理解と、「働き方改革」による魅力ある職場づくりを支援するため、「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」の主催による働き方改革関連法セミナーを千葉県内10か所で開催し、合計で188社230人の参加がありました。

内容

- 1 働き方改革関連法の説明
- 2 労働関係助成金の活用等
- 3 働き方改革推進支援センターの活用
- 4 公正な採用選考について
- 5 個別相談コーナーによるアドバイス



1月21日（月）習志野商工会議所



1月25日（金）茂原商工会議所



1月28日（月）館山商工会議所



1月30日（水）旭市商工会



2月4日（水）市川商工会議所



2月7日（木）東金商工会議所



2月5日（火）袖ヶ浦市商工会



2月6日（水）いすみ市商工会



2月12日（火）柏商工会議所



2月13日（水）成田商工会議所

（※）「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」とは

千葉県における雇用の質の向上を図るとともに、これを地方創生や県内経済の好循環にもつなげるため、働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、非正規雇用労働者の処遇改善及び職場における女性の活躍等の推進に向けて、国、県、労使団体及び金融機関の関係者が連携して取り組むことを目的として設置されたものです。